



津波により被災した方への

住宅再建支援制度を創設しました!!

東日本大震災の津波により被災した世帯の方々が、市内で住宅を建設・購入または補修を行った場合、取得経費や補修経費又は資金借入に伴う利子相当額を補助します。

1. 対象となる方（以下の全てを満たす方）

- (1) 東日本大震災の津波により被災した世帯の方（ただし、土地区画整理事業、防災集団移転促進事業などの復興事業対象者を除く）
- (2) 全壊、大規模半壊の方及び半壊で住宅を解体した方
- (3) 市内に自ら居住するための住宅を建設・購入または被災した住宅を補修した方
- (4) 被災した住宅が持ち家であった方
- (5) 市区町村民税、固定資産税、都市計画税を滞納していない方

2. 相談・申請方法について

混雑が予想されますので、本制度に関する相談・申請は予約制で行います。7月8日（月）から予約受付を開始いたしますので、下記まで相談・申請日時の予約をお願いします。

相談・申請開始期日	平成 25 年 7 月 22 日（月）から（平日のみ）
相談・申請時間	9：00～16：00
相談・申請場所	壱番館 1 階会議室（塩竈市本町 1-1）
電話番号	022-364-1131

3. 支援制度の概要

名称	概要	補助上限額
住宅取得 （取得補助）	金融機関から資金を借り入れせずに住宅を取得した方に、住宅の取得に要した経費について補助するもの。	250 万円
住宅・土地取得 （取得補助・利子相当額補助）	金融機関から資金を借り入れて住宅・土地を取得した方に、住宅の取得に要した経費および借入にかかる利子相当額を補助するもの。	708 万円
住宅補修 （補助）	金融機関から資金を借り入れせずに住宅を補修した方に、住宅の補修に要した経費について補助するもの。	50 万円
住宅補修 （補修補助・利子相当額補助）	金融機関から資金を借り入れて住宅を補修した方に、住宅の補修に要した経費および借入にかかる利子相当額を補助するもの。	170 万円
がけ地近接等危険住宅移転事業の遡及適用 住宅・土地取得 （取得補助・利子相当額補助）	浦戸寒風沢・桂島の一部が災害危険区域に指定される前に同地区から市内の他の地区に移転した方に、と同様の補助を行うもの。	708 万円

～ について被災者生活再建支援金加算支援金を控除したものを補助対象経費とします。

4. 支援制度の内容

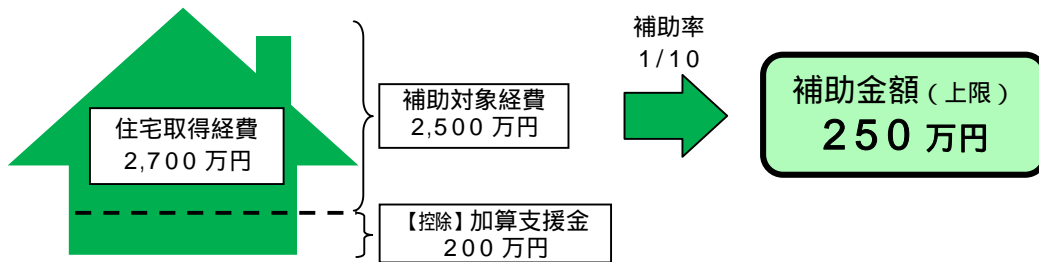
住宅取得（補助）

【申請期限：平成 33 年 3 月 31 日】

対象となる方	金融機関から資金を借り入れせずに住宅を取得した方
補助対象経費	住宅の取得に要した経費から被災者生活再建支援金加算支援金を控除した額
補助率	1/10
上限額	250 万円

イメージ

複数世帯の方が金融機関から資金を借り入れせずに 2,700 万円で住宅を取得した場合



住宅・土地取得（取得補助および利子相当額補助）

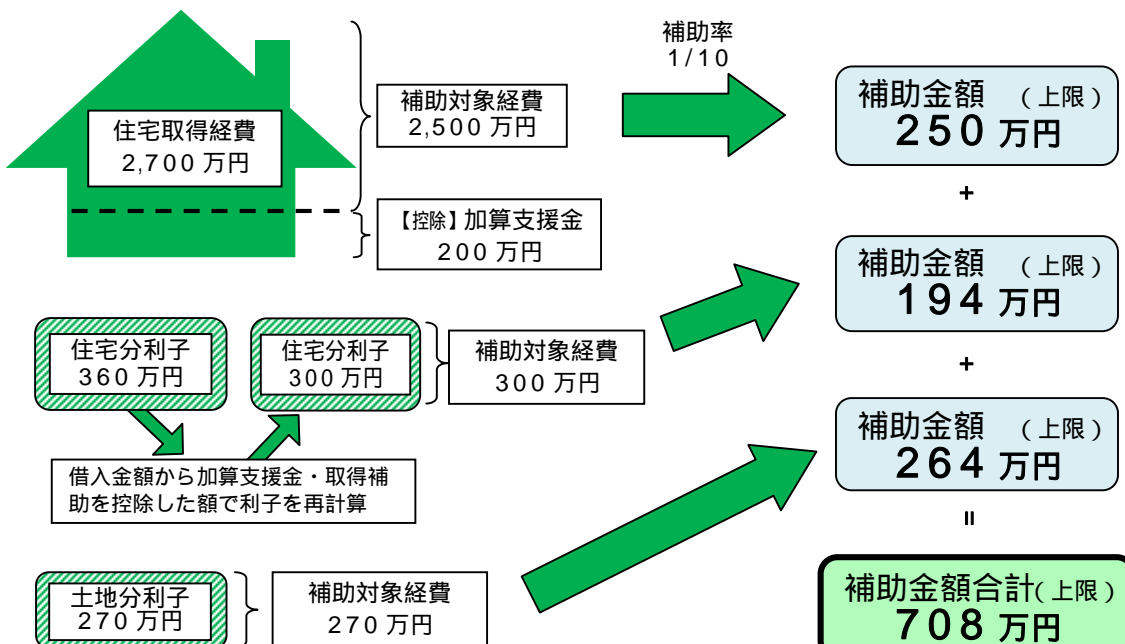
【申請期限：平成 33 年 3 月 31 日】

支援制度概要 かけ地近接等危険住宅移転事業の遡及適用 住宅・土地取得も同様の支援制度

対象となる方	金融機関から資金を借り入れて、住宅・土地を取得した方
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の取得に要した経費から被災者生活再建支援金加算支援金を控除した額 住宅の取得のために金融機関から資金を借り入れた額から被災者生活再建支援金加算支援金および上記 補助額を控除した額の利子相当額 土地の取得のために金融機関から資金を借り入れた利子相当額
補助率	住宅取得分のみ 1/10
上限額	708 万円（住宅取得補助 250 万円 住宅取得利子相当額補助 194 万円 土地取得利子相当額補助 264 万円） 上限額はかけ地近接等危険住宅移転事業の国基準と同額

イメージ

複数世帯の方が住宅を 2,700 万円、土地を 2,000 万円で取得を行い、全額を金融機関から借り入れし、利子が住宅分で 360 万円、土地分で 270 万円である場合。





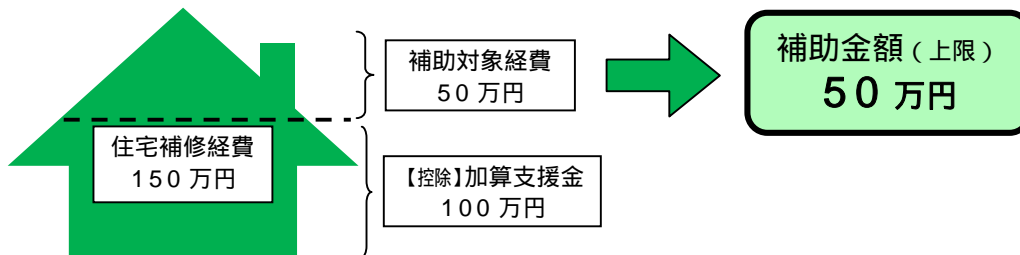
住宅補修（補助）

【申請期限：平成 27 年 3 月 31 日】

対象となる方	金融機関から資金を借り入れせずに住宅を補修した方
補助対象経費	住宅の補修に要した経費から被災者生活再建支援金加算支援金を控除した額
補助率	-
上限額	50 万円

イメージ

複数世帯の方が金融機関から資金を借り入れせずに 150 万円で住宅を補修した場合



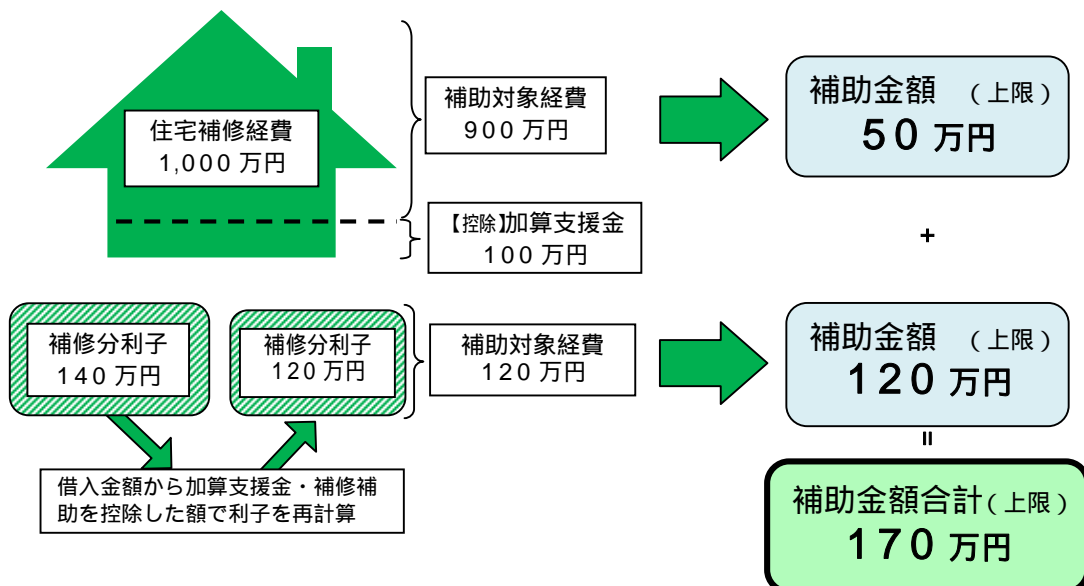
住宅補修（補修補助および利子相当額補助）

【申請期限：平成 27 年 3 月 31 日】

対象となる方	金融機関から資金を借り入れて住宅を補修した方
補助対象経費	・住宅の補修に要した経費から被災者生活再建支援金加算支援金を控除した額 ・住宅の補修のために金融機関から資金を借り入れた額から被災者生活再建支援金加算支援金および上記 補助額を控除した額の利子相当額
補助率	-
上限額	170 万円（補修補助 50 万円 利子相当額補助 120 万円）

イメージ

複数世帯の方が被災した住宅を 1,000 万円で補修し、補修資金全額を金融機関から借入し、その利子が 140 万円である場合。





5 . 申請に必要な書類

NO	申請必要書類	支援制度			
		(取得補助) 住宅取得	(取得補助・利子 相当額補助) 住宅・土地取得	(補助) 住宅補修	(補修補助・利子 相当額補助) 住宅補修
1	補助金交付申請書				
2	り災証明書				
3	住宅の建設・購入に係る契約書及び領収書の写し				
4	住宅の補修に係る契約書及び領収書の写し				
5	住宅用地の購入に係る契約書及び領収書の写し				
6	金銭消費貸借契約書の写し				
7	償還予定表の写し				
8	不動産登記全部事項証明書				

は支援制度ごとの申請必要書類です。(支援制度概要 は と同様となります。)
上記の他に、住民票や納税証明書、建物の図面などを提出していただく場合があります。



6 . お問い合わせ先

塩竈市健康福祉部生活福祉課
住所 塩竈市本町 1-1 (壱番館 1 階)
電話 022-364-1131

塩竈市宅地防災対策支援事業について (概要版)

宅地のかさ上げ工事などの補助制度である宅地防災対策支援事業を実施しています。塩竈市津波被災住宅再建支援事業と併用できます。

項目	対象工事	助成内容
1 . 防災対策工事 (平成 30 年 3 月 31 日まで)		
(1) かさ上げ工事	盛土及び整地工事	対象経費の 1/2 (上限額 20 万円)
(2) かさ上げに伴う 擁壁工事	かさ上げと同時に行う、地盤面から 50 cm 以上の高さの擁壁の築造工事	対象経費の 1/2 (上限額 100 万円)
(3) 高基礎工事	住宅の新築、増改築等に伴い、地盤面より 50 cm 以上の高さの基礎の築造工事	対象経費の 1/2 (上限額 100 万円)
(4) 曳き家又は、 揚げ家工事	既存の一番低い基礎天端より、50 cm 以上基礎天端を立ち揚げる曳き家又は揚げ家工事	対象経費の 1/2 (上限額 300 万円)
2 . 被災宅地復旧工事 (平成 26 年 3 月 31 日まで)	のり面保護工事、排水施設の設置工事、擁壁の地盤の補強及び整地工事 など	対象経費の 1/2 (上限額 150 万円)

塩竈市宅地防災対策支援事業に関するお問い合わせ先 塩竈市建設部都市計画課 (TEL 022-364-2510)
定住促進課 (TEL 022-364-1126)